

随意契約（相手方指定）調書

件 名	令和 6 年度制度改正に伴う荒川区障がい者福祉システム改修業務委託（令和 6 年度作業分）	№5200398
工（納）期	令和 6 年 9 月 3 0 日	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	3 , 0 8 8 , 8 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	富士通 J a p a n 株式会社 東京公共ビジネス統括部 (法人番号 : 5010001006767)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

件 名	令和6年度制度改正に伴う荒川区障がい者福祉システム改修業務委託（令和6年度作業分）
指名業者 （案）	名 称 富士通 J a p a n 株式会社 東京公共ビジネス統括部 所在地 東京都港区東新橋一丁目5番2号 代表者 統括部長 高橋 章史
特命理由	本件は、令和6年4月実施の障害福祉サービス等の制度改正に伴い必要となる障がい者福祉システムの改修について委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は現行システムの導入及び運用保守事業者であり、現行システムのソフトに係る著作権は上記業者が保有していることから、他社による実施は不可能である。 以上の理由から、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）